

## 前払金に関する特約条項

### (前払金の支払等)

第1条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を甲に提出して、契約書中前払金の項に記載された金額の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、前払金の支払を行う前に、契約金額が130万円以下に変更されたときは、前払金の支払を請求することはできない。

2 前払金の支払を行う前に契約金額を減額変更した場合（前項ただし書に規定する場合を除く。）は、同項中「契約書中前払金の項に記載された金額」とあるのは、「1億円を限度として変更後の契約金額の30パーセント以内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）」と読み替えて、同項本文の規定を適用する。

3 甲は、第1項本文の規定による請求があったときは、速やかに前払金を支払う。

4 甲は、前項の規定により前払金を支払った後に契約金額を変更した場合において、その変更額が変更前の契約金額の10分の2を超えるときは、前払金を追加し、又は返還させることができる。

5 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合において、その追加払を受けようとするときは、次条第1項の定めるところにより変更した保証契約に係る保証証書を甲に提出した上で、これを請求しなければならない。

6 甲は、契約金額の変更に伴い、乙に対して前払金の返還を請求した場合において、指定する期限までに前払金が返還されなかったときは、返還期限の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該未返還額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

### (保証契約の変更)

第2条 乙は、前条第5項の規定による前払金の追加払を受けようとするときは、保証契約を変更しなければならない。

2 乙は、前条第5項に定めるもののほか、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。

### (前払金の使途等)

第3条 乙は、前払金をこの業務に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

### (前払金を支払った場合における部分払の限度額)

第4条 前払金を支払った場合において、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）第48条の規定により部分払をするときの当該部分払の額は、同規則第48条の2第1項の規定により支払うべき金額から前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除した額の範囲内とする。

### (前払金の返還)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還しなければならない。

(1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(2) 甲との間のこの契約が解除されたとき。

(3) 第3条の規定に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により前払金を返還させる場合（同項第2号の規定により返還させる場合にあつては、契約を解除した原因が契約の相手方の責めに帰すべき事由又は破産手続開始等の決定によるものであるときに限る。）は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した額の利息の支払を請求することができる。

3 甲は、契約条項第12条第3項の規定により、履行部分に対する相当額を支払うときは、前払金の額（墨田区契約事務規則第48条の規定による部分払をしたときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を当該支払額から控除する。この場合において、乙は、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、甲の指定する日までに、当該余剰額を返還しなければならない。

4 第2項の規定は、前項後段の規定による余剰額の返還について準用する。